

議案第 4 2 号

日野町財政調整基金条例の一部改正について

日野町財政調整基金条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 9 年 9 月 7 日提出

日野町長 景 山 享 弘

日野町財政調整基金条例の改正が必要な理由と概要

1 背景と趣旨

現条例において、決算剰余金の2分の1以上を翌年度中に財政調整基金に積み立てることとされているが、同基金に限定することなく他にも積み立てができるよう剰余金処分に関する内容を削除する。

2 附則

公布の日から施行する。

日野町財政調整基金条例の一部を改正する条例

日野町財政調整基金条例(昭和42年日野町条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(積立て) 第3条 基金として積み立てる額は、当該年度の一般会計歳入歳出予算に定める額とする。	(積立て) 第3条 基金として積み立てる額は、当該年度の一般会計歳入歳出予算に定める額及び毎会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じたとき、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額を剰余金を生じた翌々年度までに積み立てる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。